

春日部市業務委託契約変動型最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する業務委託契約について、極端な低入札価格による受注を防止するため、春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第22条の規定による最低制限価格の基準を設定するに当り必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務委託契約 建物の清掃、警備、電算業務その他役務の提供に係る契約をいう。
- (2) 有効な入札価格 予定価格を超えるもの及び予定価格の3分の2（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額未満のものを除く有効な入札価格をいう。

(対象となる業務委託契約)

第3条 第2条に掲げる業務委託契約のうち、労務単価の積み上げが主となるもので、当該業務委託の事務を所掌する課の長が定めるものについて適用する。

(最低制限価格の算定方法)

第4条 最低制限価格は、当該入札における全ての有効な入札価格を平均した価格（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に100分の80を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）又は予定価格の3分の2（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額のいずれか高い額とする。ただし、入札に参加した者が5者未満の場合は、予定価格の3分の2（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(適用方法)

第5条 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札者とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、変動型最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(春日部市業務委託契約変動型最低制限価格制度事務取扱試行要領の廃止)

2 春日部市業務委託契約変動型最低制限価格制度事務取扱試行要領（平成25年3月26日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領に定める事項について、平成28年3月31日以前に公告したものは、従前の例による。